

第3回 熊本市自治基本条例見直し委員会会議録概要

日 時：平成26年2月12日（水） 午後2時～4時

会 場：熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

出席者：中川委員長、澤田副委員長、岡委員、緒方委員、津地委員

柳楽委員、仁尾委員、山下委員、吉村委員

欠席者：鳥崎委員

中 川 委員長	1 開 会 それでは、ただ今から、第3回「熊本市自治基本条例見直し委員会」を開会いたします。委員の方々の出欠についてですが、鳥崎委員は所用のため欠席との連絡がっておりますことをご報告いたします。 第三回目の委員会になります。第一回目の委員会において、確認させていただきましたスケジュールでは、条例見直しについての実質的な協議は本日が最後の予定です。前回の委員会と同様に、本日も、皆様の率直な意見をできるだけ出していただいて運営していきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。 なお、本日の委員会は、2時間程度を予定しておりまして、午後4時には終了したいと考えておりますので、委員会の進行にもご協力をいただきますようお願いいたします。 それでは、まず始めに、配布資料の確認について事務局よりお願いいたします。
事務局	（資料確認） 第3回委員会次第 条例骨子たたき案（区のまちづくり）について 資料 1 条例施行後に整備された条例や制度 資料 2 自治推進委員会の答申以外の条例見直しに係る論点 資料 3 第2回会議録（案） 参考資料 1 第2回まとめ（案） 参考資料 2 <資料2 関連資料内訳> 1. 熊本市市民参画と協働の推進条例 2. 熊本市自治基本条例庁内推進会議設置要綱 3. 「自治基本条例庁内推進会議」の設置について 4. 熊本市オンブズマン条例 5. 熊本市事務事業外部評価会議設置要綱 6. 熊本市コンプライアンス委員会設置要綱 7. 熊本市コンプライアンス担当監設置要綱 8. 2000人市民委員会制度実施要綱 9. ①熊本市市民公益活動支援基金条例 ②熊本市市民公益活動支援基金実施要綱 10. 熊本市中央区まちづくり懇話会設置要綱 ※例示として中央区を抜粋 11. 審議会等の設置等に関する指針 12. 熊本市第6次総合計画基本計画の中間見直しについて

	13. 第5次行財政改革計画（素案）の概要 14. P I（パブリックインボルブメント）の実施方針 15. 熊本市区の設置等に関する条例 16. 熊本市市民活動支援センター運営要綱 17. ①熊本市自治推進委員会規則 ②第1期熊本市自治推進委員会答申書（検証に関する答申書）
中 川 委員長	2 報告事項 （1） 第2回委員会の協議事項の確認について それでは、次第に沿って進行させていただきます。 まず、前回の委員会で協議しました事項の確認について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	※第2回熊本市自治基本条例見直し委員会会議録概要（案） 参考資料1 について は事前送付済み。発言の内容について修正等の有無について確認。 ※第2回熊本市自治基本条例見直し委員会のまとめ（案） 参考資料2 について主 な点について説明。
中 川 委員長	ありがとうございます。修正等、何かお気づきの点はございますか。 特になければ、第2回の「会議録概要」及び「委員会のまとめ」につきまして は、委員の皆様より、ご承認いただいたものとさせていただきます。
中 川 委員長	3 議事【自治推進委員会の答申について】 （1）自治推進委員会の答申を踏まえた見直しについて ★条例骨子たたき案（区のまちづくり）について それでは本日の議事に入っていきたいと思います。 前回の委員会では、この委員会の役割の一つ目である、「①自治推進委員会の答 申を踏まえた条例の見直しを行う。」について、ご協議いただいたところです。 本日は、前回、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、事務局 において「条例骨子たたき案」を作成していますので、それをもとに、協議し、 委員会の骨子として整理してまいりたいと思います。 それでは、事務局より「条例骨子たたき案」について、ご説明をお願いいたし ます。
事務局	※条例骨子たたき案（区のまちづくり）について 資料1 について説明
中 川 委員長	ありがとうございます。 ただ今の説明及び配布されました資料について、何かご質問はありませんか。
緒 方 委 員	質問ではなくお願いです。 条例骨子たたき案（区のまちづくり）についての、1区のまちづくりのなかで、 「区の課題や特性を踏まえて・・・」について特性と課題を逆にして、「区の特性 や課題を踏まえて・・・」とした方がいいのではないかと思います。課題解決は 重要であるのですが、まちづくりというものは弱点も強みに変わることがありま すので、特性を先にしたほうが、まちづくりに活気がでると思います。そうなる と、2区の役割についても②と③をいれかえて、さらに、「地域の情報（特性）を

	把握し、情報の発信とまちづくりへの活用・展開が図れるように努める」とした方がよいのではないかと思います。できるだけ前向きな表現に心がけることをご提案いたします。
中 川 委員長	積極的なご提案という趣旨であると思います。今の点について事務局の方で何かございますか。
事務局	ご提案ありがとうございます。前向きな条例にするという事は重要なことだと思いますので、その点については配慮しながら作業を進めて参ります。
吉 村 委 員	質問が二つございます。 まず一つ目は、2区の役割の④「様々な主体を集め、・・・」ということは、具体的にどういうことなのか教えてください。 二つ目は3区役所の組織の整備等で、「・・・まちづくりにおいて自主性を発揮できるよう、まちづくり推進のための区役所の組織整備・・・」の部分が読んでいて引っかかります。内容についてご説明いただければと思います。
事務局	まず、一つ目の質問の、様々な主体については難しい表現ですので、実際の条文を作成する際にはわかり易い表現になるよう工夫したいと思います。この骨子の趣旨としましては、地域においてまちづくり活動を行っている、様々な団体や個人の方々を集めて、意見や判断を求めるということです。 二つ目の質問ですが、こちらにつきましても文章の繋がり悪く、表現が分かりにくくなっていますので、修正をしたいと思います。区役所が自主的に様々なことに取り組めるようにということで、権限の拡充や予算の確保に努めるということでございますので、誤解のないように条文としてはまとめていきたいと思います。
柳 楽 委 員	4区のコミュニティのところですが、「1」地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う団体は、・・・」の団体は、自治基本条例第2条（9）にあります、「地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団」になるのでしょうか。
中 川 委員長	もう少し対象が広いように感じますが、ただ今の、ご質問について事務局はどのようにお考えでしょうか。
事務局	委員のお考えのとおり、2条の定義にありますコミュニティ活動を行っている団体となります。
柳 楽 委 員	質問の趣旨は、自治基本条例第2条（9）の定義では、「身近な課題を解決するための活動を言います。」となっています。このような活動は、個人で行っている人もいるわけで、条例骨子たたき案の4の1）にあるように、「地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う団体・・・」というように、団体に特定されているということは、個人と団体が繋がるというような、広がりが無くなっていくのではないかと思います。これを団体に特定する必要があるのか、例えば団体及び個人ということにした方が、活動の広がりが期待できます。 団体の活動は個人の活動が広がっていくものと認識しています。まず、身近なことに気づき草の根的に行っていく活動こそが、市民に密着した活動となると思っていますので、団体に特定しない、個人も含むというような文言があった方が

	良いと思います。 ただし、条例骨子たたき案の４の１）に個人を含めるとすれば、自治基本条例第２条の定義との整合性が取れなくなるのかなと思い質問させていただきました。
事務局	条例骨子たたき案の４区のコミュニティの（１）中にある、団体については、個人について除外するものではないため、表現については修正したいと思います。
中 川 委員長	このたたき（案）の内容を、自治基本条例に挿入していくわけですので、このたたき（案）の実質的な中身について、修正或いは追加、削除を含めていろいろとご議論していただければと思います。
津 地 委 員	たたき案を拝見いたしまして、文言としては非常に分かりにくいという印象ですが、内容については、このようなものであろうという感じはしています。 前回の委員会で出された意見が、２点ほど反映されていませので、確認をしたいと思います。 まず１点目は区長の定義や役割について、たたき案に入っていないのですが、その意図についてお伺いできればと思います。 ２点目については、川崎市では規定されている区民会議についてですが、熊本市のまちづくり懇話会が、川崎市の区民会議に該当するのかどうか分かりませんが、前回の委員会の意見では、自治基本条例の中に盛り込んでどうかという意見が出されましたが、たたき（案）に入っていない。 この２点について、ご説明いただければと思います。
事務局	まず、質問の１点目についてですが、前回の委員会でも説明しましたとおり、区長は一般職員で局長と同じ権限を付与されており、事務分掌規則や事務決裁に関する訓令でその役割や権限については、規定されているところです。その同じ内容について、自治基本条例にも規定するのかということについては、事務局においても検討したところですが、最終的には事務分掌規則や事務決裁に関する訓令に規定される本来の業務の執行や権限の行使を行うにあたりましては、条例骨子たたき案の２区の役割に記載しています①～⑤の役割を担うこととして、今回は盛り込みませんでした。 なお、条例骨子たたき（案）では、区の役割としているところですが、区がいいのか区長がいいのかについては、この委員会でもご協議いただきたいところですが、熊本市役所総務課法制室に相談したところ、区長が望ましいという助言をもらったところです。 次に、質問の２点目です。前回の委員会の際に、まちづくり懇話会を自治基本条例に規定することが出来ないかというご意見ですが、区のまちづくり懇話会については、熊本市市民参画と協働の推進条例第２１条第２項を根拠として、各区それぞれの要綱において設置しているところです。ご存知のとおり、市民参画と協働の推進条例につきましては、自治基本条例第３１条の規定により制定されていますので、どのように盛り込むかということについては、事務局においても随分検討したところです。結論としては、条例骨子たたき（案）の時点で、まちづ

	くり懇話会を直接的に条例に規定することはいたしませんでしたが、2区の役割で「④様々な主体を集め、区民とともに合意形成するよう努める」という役割を規定し、まちづくり懇話会を始めとしていろいろな協議の場を設置しながら合意形成を図っていくことを意図したところです。
中 川 委員長	ありがとうございました。 区長の役割については、たたき（案）の2区の役割を区長の役割に変えることが一つの修正案となるところかと思います。 もう一点のまちづくり懇話会については、自治基本条例から市民参画と協働の推進条例、それを根拠として要綱においてまちづくり懇話会が設置されているというふうに展開しているということでした。それを、改めて、自治基本条例の中にどう規定するのかということかと思います。その点について何かご意見はありますでしょうか。
津 地 委 員	事務局のおっしゃる意図は十分に理解できると思いますが、自治基本条例の最高規範性を鑑みて出来るだけわかり易い言葉で規定したほうがよいと思います。条例の言葉がいろいろな捉えかたをされる、それによっていろいろな運用をされることはなるべく避けるべきであろうと思います。まちづくり懇話会についても、簡潔且つ的確に自治基本条例に規定した方がよいと思います。
澤田副 委員長	今の件について、事務局に質問ですが、区民会議については議会において、否決されたところですが、まちづくり懇話会において、その機能は果たしているところだと思います。 まちづくり懇話会について、その名称なども含めて恒久的に続けていくのか、或いは、区民会議みたいなものを、再度、条例化していく予定なのか、その辺りについてのお考えを確認させてください。自治基本条例にまちづくり懇話会を規定することは、良いことであるとおもうのですが、仮に規定すると、容易に変えられなくなりますよね。
事務局	副委員長が仰いましたように、区民会議が否決されて、 まちづくり懇話会はあくまでも協議の場ということで、附属機関設置条例にも規定していません。各区で要綱を規定していただいて、その設置について位置づけている状況です。今後につきましても、改めて区民会議を設置しようという考えは今のところ一切ありません。暫く、今のまちづくり懇話会という形で運営していきながら、その状況を見ながら、審議会的なものとして附属機関等に位置付けた方がよいのではないかということであれば、その時点で見直していくことはあるのではないかと思います。
澤田副 委員長	ということであれば、現在、附属機関としての位置づけもない懇話会を一足飛びに条例に規定することはいかがなものかと思います。 ただし、まちづくり懇話会は、非常に重要な機能と役割を果たしているところですから、将来的にはその位置づけを見直し整理していく必要があると思います。
事務局	あくまでもまちづくり懇話会から意見をいただいて、その意見を踏まえて区長が様々な政策に反映させていくという位置づけになっています。懇話会も2年目

	に入りまして、懇話会からの意見は重みを増してきていますので、その辺りを踏まえて懇話会の位置づけも見直していく必要があるのかなと思います。
中 川 委員長	まちづくり懇話会の設置要綱は各区が個別に制定しているのですね。例えば、市役所として統一的な要綱を示し、会の呼称だけ変えるというものではないのですね。
事務局	基本的には統一した要綱を示して、構成メンバーですとか人数については、それぞれの区が独自に考えることとしています。委員会の開催数も年何回にするのかは区ごとに決めています。
岡委員	基本的なことですが、市を5つに割ったのか、5つの区が熊本市を構成しているのかによって見る視点が違ってきますので、骨子たたき案の書き方も随分変わってくると思います。その辺りについて、事務局はどのようにお考えでしょうか。
事務局	個人的な見解になるかもしれませんが、議論する中身によって視点は違ってくるのではないかと思います。市全体の施策としてやる場合には、市から区を見るという視点が必要だと思いますが、今、議論いただいている区のまちづくりであるとか、区のコミュニティについては、逆に、区から市を見るという視点が必要かだと思います。
岡委員	多分そうではないかなと思います。 そうであれば、例えば、市全体の規定には、条例第13条に総合的かつ計画的な市政の推進として、総合的な計画の話がでできます。そうすると、区の方は昨年まちづくりビジョンを策定しているわけですが、その事については、一つも反映されていません。区で作ったビジョンを市民と協働で実現していくという内容が反映されてもいいのではないかと思います。
津 地 委 員	岡委員の仰ったことはもっともな話だと思います。ただ、事務局の回答を聞いているとその辺り、あまり考えていないのだなという感じを受けました。 そういう部分についての役割分担とか、全体の中で区をどう位置づけるかについては、当然、お互いに協議しコンセンサスを作っておく必要があります。それがあると、自治基本条例の書き方も変わってくるのかと思います。そうすると、その部分について先に解決しないといけないのではないかと思う反面、たいへんなことだなと感じているところです。すみませんでした。
中 川 委員長	地方自治ですよね。或いは、廃藩置県、上から県を置いたのか、県を作ってその連合体が国家なのか、そのような議論に行き着くところですね。 また、自治固有権説と自治伝來說ですね。上から自治を与えて育てていこうというような考え方か、下からの自然発生的な動きを基盤としながら自治を作り上げていくのかというようなところにも関連してくるように思います。もちろんそのようなところまで議論する必要はないのですが、いずれにせよ、背景として視点に入れておかなければならないと思います。
岡委員	区というのは、市のミニ版ではいけないのだろーと思います。より市民側に立った視点が必要だろーと思っています。市全体の規定として既に条例に書いてあるものを、そのまま持ってくるのではなくて、下から積み上げていくという姿勢

	で、条例の文言を考えていかなければならないと思っています。
津 地 委 員	地域コミュニティについてももちろん定義はしてありますけれども、とても幅広いし分かりにくいです。骨子に書かれている意図は分かりますし、そのような団体などが連携していくことはとても大事だと思います。しかし、いろんな意図で作られたコミュニティがありますので、そのようなコミュニティをどのように定義付けしていくのか分からない為、お尋ねしているところです。この部分が曖昧な気がして、とても気になっています。
中 川 委員長	細かなところですが、地域コミュニティ活動の地域をとって、コミュニティ活動と表現しているところもありますね。 その辺りも含めまして、澤田副委員長の方から何かございませんか。
澤田副 委員長	地域コミュニティ活動とは何かということで、非常に分かりにくいと思います。コミュニティ活動とはどういうものかについては、条例第2条で定義してありますが、それを地域で行っているコミュニティ活動ということで、条例32条で定義されているところです。 たしかに、いろいろな活動があって幅が広いですね。当初、自治基本条例がどういった考え方で作られたのかわかりませんが、おそらく、いろいろな活動が条例の規定の対象となるように、あえて型にはめたような定義づけをしていないような気がしています。 そのような幅の広い多くの地域コミュニティ活動と市民公益活動の連携が必要であるということについては、自治推進委員会からも答申されているところです。 津地委員が仰るとおり、具体的にどのような活動団体であると例が示されているわけではなく、分かりにくい部分はあるかと思いますが、あまり、厳しく定義することで、「おたくの活動はこの条例の規定に該当しません」というようなことを、出来るだけ避けようとしたのではないかという気はいたします。
津 地 委 員	恐らく、澤田副委員長が言われたとおりだと思うのですが、それゆえに危険性をはらむ部分も出てきます。すべての活動が公益性を含むものばかりでは無いが、地域コミュニティ活動には入っています。その辺りをどのように区別していくのかという問題があります。確かに、現在の条例の規定ぐらいが、対象の活動を広げ易いのかもかもしれませんが、それゆえに一方では、危険性をはらむという問題が出てくると思います。どこかで、きちっとセーフティーネットをかければ問題ないのでしょうかけれども、その曖昧さが非常に気になっているところです。
柳 楽 委 員	私の先ほどの質問も、そこに関わってきます。 地域コミュニティとコミュニティ活動について、いろいろと調べてみました。条例骨子たたき案の4区のコミュニティの中の規定で、団体としているのは、個人とした時には危険性があり、複数の人がいる団体であることで安全性が保たれるという考えなのだろうかなど、いろいろ考えたところです。その上で、あえて活動の幅の広がりを考えて団体という言葉を使ったのであろうという結論づけをさせていただき、それであれば個人も入れたほうがよいということを提案させていただきました。

澤田副 委員長	先ほど質問のあった、「様々な主体」の主体という言葉ですが、一般的な用語ではなくて、普通は「主体的に・・・」などの使い方しかしませんが、この用語は参画とか協働のジャンルでは頻繁に使う言葉です。主体という言葉がどうゆう意味かという、「きちんと自分で正しい意思決定を行える個人或いは組織、集団」という意味合いで主体という言葉を使います。主体という言葉の定義は非常に幅が広くて、個人を指す場合もありますし、熊本市全体を一主体ということもあります。その主体という言葉は、なぜ、参画や協働の分野において頻繁に使用するかというと、さき程の柳楽委員のご発言のとおり、個人でも連携協力できる部分があるし、当然、集団との連携協力があるからです。それらの個人や集団をひっくるめて表現する言葉が主体です。そのような理由から、ここで主体という言葉が使われたのでしょうけれども、ほかの箇所では使っていないので、表現を少し工夫する必要はあると思います。個人で重要な活動を行っている方もいらっしゃいますし、もちろん集団で重要な活動をしていらっしゃる団体もありますので、個人又は団体という意味を込める必要があると思います。ただし、それらが適正な個人や団体であるかということの評価するという部分については、曖昧なままで条例の中に残っている状況だと思います。自治基本条例の性格上、あまり厳しく縛るわけにはいかないということはあるのかもしれません。
岡委員	条例骨子たたき案の4区のコミュニティについてですが、(1)(2)に記載されている内容と関連性がないと思われます。恐らく、そのままタイトルにはならないと思うのですがいかがでしょうか。
事務局	区のコミュニティについての定義などの内容ではありませんので、見だしとしては少し工夫をしなければならないと思いますが、区のコミュニティに関する項目ということで整理をしたところです。見だしの部分については、より適切な表現になるように検討いたします。
澤田副 委員長	法制室の方から区を区長に変えることが望ましいというご意見があったことですが、その場合、区長という言葉が突然出てくることになるので、区長という言葉はどこかで定義しておく必要があるともいます。その辺りはどのようにお考えですか。
事務局	その辺りについては、まだ、具体的な検討はしていません。 法制室の意見を確認した理由としては、今回、委員会に資料として、条例骨子たたき案をお示しするにあたり、法制的に問題がある部分をご指摘いただきかったことがあります。併せて、幾つか事務局として、気になっている点について質問をさせていただいたことについて、法制室より取り急ぎご回答をさせていただいたところです。 澤田先生の仰るとおり、区長とする場合には、条例骨子たたき案に区長という言葉は出てきませんので、条例のどこかに定義する必要があると思います。自治基本条例では、市長等の中に包含されると思いますので、定義するとすれば、区の章の中になるのかなと思います。
中 川	今の質問に関連してですが、法制的には、条例骨子たたき案の中の区とあるも

委員長	のを、全て区長に変える方が望ましいということですか。まだ、確定的な意見照会ではないと思いますが、今の段階で分かっていることがあれば教えてください。
事務局	事務局より法制室に確認したのは、あくまでも条例骨子たたき案の２区の役割の部分についてだけであり、その部分に限っては区長の役割として整理した方が望ましいとの回答でした。
柳 楽 委 員	条例骨子たたき案の２区の役割を区長の役割に変更した場合、区民の役割も必要になってくるのではないのでしょうか。条例第６条に市民の責務ということで規定があるので、これでカバーされるので、あえて規定する必要もないのでしょうか。
中 川 委員長	バランス的にそのような点の検討も必要となるかもしれませんね。 基本的な条例であるため、いろいろなところに波及するので、全体的に整合性を保つかということが難しいところですね。 それでは、随分と時間も経過しました。いただきましたご意見を現段階でまとめるということは難しいところですが、いくつか議論がなされたところでは、 「１ 区のまちづくり」のところで、「課題や特性」を「特性や課題」に順序を改めてはどうかという提案、「２ 区の役割」のところでは、区の役割を区長の役割に変えるという意見。また、④にある様々な主体という言葉が分かりにくいので、もう少し分かり易い表現にしたらどうかという意見、⑤の地域コミュニティ活動等の概念が非常に広いため、曖昧さが否めないこと、また、多様な活動を対象に含むことになることで、柔軟性を持つ反面で危険性を伴うことになるという指摘、 「３ 区役所の組織の整備等」のところでは、文章が分かりにくいというご意見、ただし、事務局からの説明で委員の皆様のご共通認識はできたと思われ、その内容については、異論がなかったところです。「４ 区のコミュニティ」のところでは、１）「地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う団体・・・」には団体だけでなく個別の主体（個人）も含まれるような概念にしたらどうかというご意見がありました。その他、根本的なご意見としましては、区のまちづくりについて条例の改正について検討するのであれば、区から市を見るという視点から法文構成をしたらどうかというご意見をいただいたところです。 本日、委員の皆様からいただきました意見を踏まえて、澤田副委員長と事務局と委員長の私で協議させていただき、第４回の委員会までに整理し、ご提案させていただきます。
澤田副 委員長	まちづくり懇話会については、いかがいたしましょうか。
中 川 委員長	今、澤田副委員長からご指摘がありましたが、まちづくり懇話会については、いかがいたしましょう。今の段階では、各区で運営要綱を作成して、それに基づき運営していて、経過をみながら、その上で自治基本条例の中に取り込んでいくのか、あるいは、現行のまま行くのか検討し整理していこうということですね。また、区民会議の方は、行政の立場では、当面、自治基本条例の中に取り込むと

	いうことは想定されていないというご回答だったかと思います。ただ、前回からのお話を聞いていると、まちづくり懇話会が区行政、区のまちづくりに非常に重要な役割を果たしているという気がいたします。区が拠点となって、その拠点の基本的な役割を果たしているような気がいたします。それを、きっちり条例の中に位置づけていくのか、あるいは、現行のまま運営要綱でしばらく行っていくのか、難しいところだと思います。ただ、先ほど言いましたように、実質的には、まちづくり懇話会が区の中で重要な役割を果たしていることは間違いのないようですね。
澤田副 委員長	検討事項として、先ほども言いましたように、市全体として、まちづくり懇話会を位置づけしていかなければならないのではないかと思います。もちろん、区独自の運営で構いませんし、区の自主性に任せてよいと思います。ですが、まちづくり懇話会は、区が勝手にやっていることとは言えないと思うのです。そのあたりの市の位置づけというものを、早急にしていただけないかと思います。私も東区まちづくり懇話会の一員として、位置づけしていただきたいと思います。
中 川 委員長	まちづくり懇話会に関する、あるいは、それと同じような組織についての基本的な位置づけを明確に、自治基本条例の中に入れる必要があるということです。これについても、事務局と私どもの方で、第4回に向けて、少し整理をさせていければと思います。それをもとに、さらに進めて行きたいと思います。 （２）自治推進委員会の答申以外の見直しについて それでは、時間がまいりましたので、自治推進委員会の答申以外の見直しについて議論していきたいと思います。条例施行後に、制定、整備された条例や制度の現状を踏まえて、条例の見直しを行うということについて協議を行っていきます。事務局において、主だった条例や制度について、自治基本条例の規定に沿って抽出をしていただいていますので、まず、どのような条例や制度があるのか確認をしておきたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	資料２、資料３を一括してご説明させていただきます。 ※条例施行後に整備された条例や制度<u>資料２</u>により事務局説明 ※自治推進委員会の答申以外の条例見直しに係る論点<u>資料３</u>により事務局説明
中 川 委員長	ありがとうございました。資料２、関連資料については、項目として列挙してあるだけでも１７項目と膨大ですが、今のご説明、関連する資料等について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。
山 下 委 員	初歩的なことで申し訳ないのですが、とてもカタカナ語が多いような気がします。携わっている方は分かると思うのですが、私などは、「オンブズマン」とは何だろうとインターネットで調べたら、スウェーデン語で「代理人」という意味でした。カタカナ語のあとに、括弧書きで簡単な日本語で分かりやすいように書き添えていただいたら、より身近なものになるのではと思います。
事務局	ありがとうございます。固有名詞的にオンブズマンなど使われているところがありますので、見て分かりにくいところがありました。説明が加えられるところは、説明をいれていきたいと思います。

中 川 委員長	「コンプライアンス」なんかも分かりにくいですね。だいたい決まりきった訳語（法令順守）はあると思いますが。
区政推 進課	区政推進課でございます。資料3についてです。第2回の委員会の中で、まちづくり懇話会の交流会を設置というご意見がありましたけれども、先日、区長会議においてご提案をさせていただきました。交流会の中でどういったことをやるのかということが、区長会議の中で意見としてありまして、実際どういうことをやっていくかというところは、今後、各区総務企画課の主査会議があるのですが、そこで議論をしていこうということになりました。 また、区のたよりを全区分設置するというご意見ですが、各区長、ご了承いただきました。来年度、増刷してやっていくということでした。ご報告でございました。
中 川 委員長	ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。関連資料まで目を通して精読するというのは、なかなか大変なことだと思います。したがって、よく読めばいろいろ質問等も出てくるのかと思います。条例施行後、まちづくり懇話会やオンブズマン制度も含め整備された条例や制度が出ているわけでございます。事務局からご説明いただいて、第一義的なご質問等伺いました。条例や制度が運用される上で、条例が制定されあまり年数が経過していない時点において、自治基本条例の改正に着手しようとしているところですが、条例や制度が運用される上で、何か弊害、支障、自治基本条例の欠陥など目につくところが事務局の方からありますでしょうか。
事務局	条例制定後に整備した条例・制度についてご説明いたしましたが、一応、自治基本条例との整合性を図り制定されているところです。その後の運用におきましても、自治基本条例と齟齬が生じているところはないと事務局としては考えております。また、こういった制度をさらによりよくしていくために、自治基本条例側に見直す点があるかということで見てみますと、そういう観点から見ても、事務局としては今の段階で見直していく部分はないと考えております。
中 川 委員長	事務局が実際の運用にあたっておりますので、実施レベルでは支障・欠陥等はないということでございますので、委員会としては事務局のご意見を尊重して受け止めながら協議をしていきたいと思っております。自治推進委員会の答申以外の項目としては主な論点としての項目や事務局の意見も尊重しながら、実質的に条例改正に繋げていくものがございましてでしょうか。
津 地 委 員	自治基本条例がこれからの熊本市、区のまちづくりの基本になると思いますが、我々が日頃の活動で非常に困っているのは、個人情報保護についてです。これのおかげで、活動に必要な情報の共有、運用ができないという現状です。個人情報保護条例があるので、それに縛られるとは思いますが、実際、それを過敏に反応するせいで、個人情報の共有によって本来ならば利益を受けるべき権利のある方が、権利を受けられない。本当に歯がゆい思いをしています。難しいとは思いますが、そういった部分が、もし可能であるならば、この自治基本条例の中に、自治を推進、まちづくりを推進していくために、行政と個人情報を共有・運用を

	謳えないものかと個人的に強く思います。この辺について、みなさんのご意見を伺うことができればと思います。
中 川 委員長	今のご指摘は、区のまちづくりを推進する立場から、PTA や同窓会等、公益団体の活動において、行政も条例に乗っかって運用しているのですが、個人情報保護が、情報の共有の桎梏、障害となっているというようなことでした。まちづくりを推進する上で、自治基本条例の中に何らかの項目を入れられないかというご提案でした。非常に切実な思いだと思います。
岡委員	自治推進委員会の答申を読みました。自治基本条例と参画と協働の推進条例はセットですね。施行されて2年から3年経つのですが、これは市民の側にも問題があると思っています。協働の考え方や参画の考え方がうまく市民に浸透していない。もうひとつは、行政の体制や対応、職員の研修がうまくいっていない。いくつかの事業があっていますが、割と、熊本県、熊本市というのは、まちづくりが盛んなのです。こういう自治基本条例や参画と協働の推進条例ができて、市民の方の意識の深まりはどうなのだろうと感じます。いくつか協働の事業を見てきましたが、これは本当に協働なのかというものがほとんどです。市が協働をやりたいので、まっすぐ降りてくる、元請と下請の関係のようなものであったりします。このように、肌で感じているものと文章で見えるものに差があるような気がして仕方がないと思っています。自治基本条例の見直しをやっていく段階で、仕組みや研修などの考え方を整理する新たな取り組みが必要なのではないかと思っています。
柳 楽 委 員	同じく感じているところです。市民の関心がないということで、関心を持つためには、まず知ることだと思います。例えば、コミュニティバスの件に関しても、設置が決まってから何も知らないうちに全て決まってしまった。パブリックコメントや説明会があっても、何も聞いていない。自らまちづくりに積極的に関わろうという姿勢がないものですから、そういう形になっていくわけです。私は、自治基本条例の中に、市民の役割として、積極的に情報を取り入れるという努力規定を取り入れるべきではないかと思っています。どんなに行政が情報を伝えても、それを受け入れようという姿勢がなければ、情報の伝え方ばかり論点にされますが、市民の姿勢を改める働きかけがあってもいいのではないかと思います。 それから、市民協働事業についてですが、私は長らくチャレンジ協働事業の審査委員をしていたのですが、やはり先ほど仰ったように、職員の理解が足りなくて協働事業にならない。この人は何を考えているのだろうという方もいらっしゃいました。ですが、採択された方を見てみると、市民とつながり、お互いを知ることによって信頼関係ができたということがありましたので、知り合うということは大事だと思いました。その中で、市民もそうですが、職員も協働で進めていくのだという学習が不足しています。全体的に推し進める必要がありました。 また、その解決策として、私が市民活動支援センターや男女共同参画センターなど、市民が一番協働と携わるところで、自分で事業を企画して実感したことです。終わったあとアンケート調査をされるのですが、それを企画したものに対して参

	加した人にアンケートをされます。そうではなく、企画した市民と職員が協働の認識を持ってやるというところが評価する振り返るべきところであるので、そういうところのアンケートを取ることもなく、やりっぱなしです。今、男女共同参画センターは市の職員ではなく、指定管理者ですよね。ですが、市民にとっては市の職員です。誰がバックなのか分からないのです。それが、団体になったときの差というのは大きいです。団体によって、温度差を感じます。市の窓口で市民との協働の最前線の方の認識がレベルアップするようなアンケートのやり方などを振り返る必要があるかと思います。一方で、地域のコミュニティセンターで介護者カフェを実施しているのですが、そこでは、アンケートは参加者にも、企画した私にもあって、職員はどのように対応しましたかという風に、一番身近な場所ではやっているのですが、協働の名の付く市のセンターでは、私の知っている限りでは、意見を言う機会が無かったので、そういう取り組みをして欲しいと思います。話が外れましたが、少なくとも、自治基本条例の中に、市民は情報を取り入れるという努力規定は入れていただきたいと思いました。
中 川 委員長	はい、ありがとうございます。その他何かございますでしょうか。
澤田副 委員長	皆様の話以外で、前回出てきた資料3の論点コミュニティの連携というところに2つ例がございますけれども、地域コミュニティと公益活動の連携というところが、自治推進委員会から区のコミュニティにおける連携という宿題がきました。先ほど区の取り組みの中ではこれの連携を図っていくという文言が加わったわけですが、自治基本条例本体のほうでは第32条、33条でそれぞれコミュニティ活動と市民公益活動という2つが定義されているのですけれども、別々に書いてありますので、区のほうで連携を図っていくと書くのであれば、本体のほうでもそう書いておかないとおかしいのかなと思います。したがって、その下にもう一つ条文を追加する必要があると思います。自治推進委員会からの宿題は区についてということでしたけれども、本体のほうにそれが影響を図っていくような条文が存在しないと整合性がとれませんので、そこはぜひ文言として加えていただきたいと思います。 その他のところも、個人の自主的な協働もあってよいのではないかという話が前回ありましたけれども、団体のみという形で捉えられる形ではなくて個人も捉えられるような、「市民は」と書いてあるような部分はいいと思うのですけれども、「団体はなんとか」と書かれているような部分については、個人もしくは団体というように標記も工夫していただくと一人ひとりがちゃんとやりましょうというような意識付けといいますか、やる気、モチベーションアップにもつながると思いますので、ご検討いただければと思います。

中 川 委員長	いくつか重要な、区におけるまちづくりを円滑或いは効果的に進めるための改正の方向性といいますか、ご提案があったと思いますが、その他なにかありますでしょうか。 項目を一読しても、さらっとお聞きしても、なかなか詳しく立ち入って問題点等も出にくい状況かとは思います。今の時点では、基本的には自治基本条例が大きな欠陥、支障、障害がなく運用されているという事務局の判断がございました。委員の皆様の方からは、いわゆる個人情報、個人とつけるかどうかは検討が必要ですが、情報共有を推進するというのが1点。もう一つは市民の側から、市或いは区のまちづくりに関する情報についての情報収集、情報管理、に努める責務について規定するという提案がありました。 もう一つは澤田先生が2点おっしゃいましたが、地域コミュニティ活動と市民公益活動の連携を自治基本条例本体の方にも入れるべきではないだろうかということ。それからその他のところの個人の自主的な協働も明文でいれたらどうだろうかということの提案がありました。 それぞれ今の段階ではいくつか重要な項目に亘ってきます。これをどうやって具体的に条文改正の中に織り込むか、書き込むかということが最終目標でございますので、中身内容がどういう形で条文化できるかということを視野に入れておかなければならないと思います。 今の段階で事務局からご意見なりご感想なりあればお願いします。
事務局	いろいろご意見いただきましてありがとうございます。いただいたご意見に関してすべてを条例の中に盛り込んでいくということに関してはなかなか難しい点もあります。基本条例という形ですのであまり細かい部分に関しては謳いこめないのかなと、それをすることによってさらに動きが悪くなるといいますか、そういった可能性もございます。ご指摘をいただいた点については改めて整理をしてできるところは入れていきたいとおもいます。
中 川 委員長	ありがとうございます。まだ要約するのは難しい段階だとは思いますが、先ほど申し上げたようなところを含めて委員の皆様から、自治推進委員会からの答申以外の項目についてもいくつか改正の提案・ご意見が出されたということですね。そのほか委員の皆様からご意見或いはご質問等ありますでしょうか。
仁 尾 委 員	その他の部分の自治基本条例については防災についてももう少し条文があってもよいのではという文言がございますけれども、第24条に示されています文言とどういう違いがあるのか、何か具体的な話があったのでしょうか。
事務局	はい、これにつきましては具体的な条文で盛り込むというよりも、先ほど総合計画の見直し中でご説明いたしました、総合計画のなかで見直した内容としまして危機管理に関して新たに章立てして総合計画の中で基本的な方針を位置づけされるということでございますので、基本的な部分はこの24条の条文の中で規定し運用上の具体的なことに関しては総合計画の中で基本方針等明らかにされてまいります。もう少し条文があってもよいのではというご意見に関しては、事務局としては、そういう形でできればと考えております。

中 川 委員長	特にご意見ご質問等ないようでございますのでこれで2の協議を終わらせていただきたいと思います。次は第4回委員会の協議についてですが、第3回までの協議の内容を踏まえまして、条例改正の素案の骨子について、正副委員長と事務局のほうで作成して、ご提示させていただきたいと思います。事前に皆様方に資料等を配布させていただいて、それを元にご意見をお聴きしながら協議を進めて条例改正の素案の骨子としてまとめていきたいと思っています。 今後の進め方等につきまして委員の皆様ご意見ありますでしょうか。そういう方向でよろしいでしょうか。 ～ 委 員 了 承 ～
中 川 委員長	それではそういう方向に進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。 先ほども言いましたように骨子ができあがりましたらできるだけ速やかに事務局から皆様へ次回の委員会までに送付させていただいて、第4回の開催までにお気づきの点、ご意見等ございましたら意見を出していただくというのも可能かと思っています。 それでは次回の開催日程でございますけれども、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	次回については4月の開催を予定しています。事務局としましては、4月中旬以降の開催をお願いできればと考えているところです。つきましては4月21日（月）から25日（金）までの皆様のご予定について、いまから職員がまわって伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。 ＜日程調整中＞ ありがとうございました。今確認をさせていただきまして、皆様のご都合がよろしいのが、4月22日の午前又は午後、それか4月23日の午前でございましたので、一応この3つの候補で調整をさせていただきたいと思っています。日時が決まり次第文書で通知をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。
中 川 委員長	ありがとうございました。後日事務局よりご連絡をお願いします。委員の皆様におかれましては先ほどの日程については予定を空けておいていただければ幸いです。 以上で本日予定をしておりました議事はすべて終了いたしました。その他委員の皆様においてお気づきの点、或いは質問等はございますでしょうか。それではこれをもちまして本日の委員会は終了させていただきたいと思っています。 議事録につきましては次回の委員会の資料と一緒に送付させていただきますので、事前に確認をしていただければと思います。ありがとうございました。